

一般競争入札仕様等に関する質問・回答書

令和 6 年 9 月 2 4 日

福島県知事 内堀 雅雄

公告日	令和 6 年 9 月 3 日
件 名	福島県庁舎で使用する電気
質 問 事 項	
<p>1 燃料費等調整に関してご質問させていただきたく存じます。 弊社の料金プランには、燃料費等調整がございません。 電気需給契約書（案）第 11 条第 2 項(2)に「燃料費等調整を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額」と記載されております。 これは、応札者が燃料費等調整を行う義務がないという解釈でよろしいでしょうか。 燃料費調整が必須の場合、弊社は入札に参加できませんので、ご確認いただけますと幸いです。</p> <p>2 【燃料費調整について】 弊社ではみなし小売電気事業者（東北電力様）が公表する標準供給条件（電気標準約款（高圧））の最新の燃料費等調整算定方法による単価を適用いたしますがよろしいでしょうか。 想定されている条件と異なる場合は、ご教示ください。</p> <p>3 【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承くださいませでしょうか。</p> <p>4 【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票を WEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。</p> <p>5 【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承くださいませでしょうか。</p> <p>6 【契約電力について】 現在の契約電力は、仕様書に記載の 1,900kW と相違はございませんか。 相違がある場合はご教示ください。 また現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)</p>	

- 7 【計量日について】
現在の計量日をご教示ください。
- 8 【電力供給会社について】
現在の電力供給会社をご教示ください。
- 9 【料金の請求について】
契約書第9条及び第11条にて「検査合格後に電気料金を請求できる」といった旨が記載されておりますが、弊社では通知書の発行は行わず、請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。
文面：計量⇒検査⇒請求
実情：計量⇒請求・内訳送付
契約書文面をご変更いただく必要はございませんが、弊社では計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。
また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。
- 10 【特定電源割当証明書の提出について】
提出方法については PDF データをメールにて送付という形でもよろしいでしょうか。
また、証明書の押印について電子印（角印）にてご了承いただけますでしょうか。
- 11 【入札保証金の免除について】
- ① 福島県財務規則第249条第1項(2)にて記載の「過去2年間」とはいつ時点から起算とした期間でしょうか。
 - ② 「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどういった情報を基準として判断されますか。
 - ③ 免除のための資料として契約書の写しのほかに必要な提出書類はございますでしょうか。
- 12 【契約保証金について】
契約保証金免除規程に該当する場合、入札保証金納付免除申請時に提出している契約書の写しで判断していただけるのでしょうか。
- 13 【入札内訳書（環境価値料金）について】
弊社では、環境価値料金を含めて単価設定を行っているため、個別での単価設定は出来かねますが、ご了承いただけますでしょうか。
ご了承いただける場合、入札内訳書の環境価値料金の項目は空欄、もしくは罫線、ゼロ表記等指定がございましたらご教示ください。
- 14 契約期間中に、電力の契約に影響があるような、設備の増減および変更、建物の増改築や建替等の工事予定はありますか。
- 15 弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）の内容の加除について、もしくは別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能ですか。
- 16 郵便にて入札に参加した場合、落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。もしくは開札時に立会った場合、その情報は開示されますか。また、ホームページ等で公表されますか。
- 17 委任者（社長）から受任者（支店長）への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」以降の書類について受任者（支店長）で提出することは可能ですでしょうか。
- 18 各種様式に記載する日付について指定はありますか。なければ、提出日（発送日）

を記載することで問題ないですか。

- 19 入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。
- 20 東北電力株式会社の電気標準約款等にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能でしょうか。
- 21 契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、当社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能でしょうか。
- 22 委任状（様式2）の委任期間は、「自」を提出月日、「至」を令和7年12月31日と記載してよろしいでしょうか。
- 23 「入札書（様式4）」について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人（支店長）で記載し、代表者（社長）の押印は不要でしょうか。
- 24 「電力等供給計画書（別添様式1）」と「特定電源割当証明書（別添様式2）」について、押印は必要となりますか。必要な場合、代表者印（受任印）でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。
- 25 入札書に記載する日付は、開札日でよろしいでしょうか。
- 26 弊社では、燃料費等調整額の、「燃料費調整額」「離島ユニバーサルサービス調整額」は地域電力会社と同一でご請求いたしますが、「市場価格調整額」は含まずにご請求いたします。
落札した場合に弊社の算定方法を適用いただくことは可能でしょうか。
- 27 入札保証金及び契約保証金の免除申請についてですが、福島県財務規則第249条および第229条の免除条項の解釈についてご教示頂けるでしょうか。
 - ・「過去2年間」はどの時期を指すのでしょうか。また開始時期は、契約締結日または電力供給開始日のどちらでしょうか。
 - ・契約の履行とは、「過去2年間」の時期の間に、契約期間満了日を迎えているという認識でよろしいでしょうか。
 - ・「種類および規模をほぼ同じくする契約」とは、1つの施設で契約容量と予定使用電力量（約1,900kW、約400万kWh）が同等の契約を指しますか。それとも1契約で複数施設の合計が同等であれば良いでしょうか。
- 28 入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）
最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承ください。
- 29 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。
また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。
- 30 各施設の現在の計量日を教えてください。
- 31 現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますので、ご容赦いただけますか。
- 32 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承ください。
（例：使用期間が3/10～4/9の場合、計量日は4/10 0:00）
- 33 弊社は、環境価値料金につきましては、電力量料金単価に含まれておりますので、内訳計算書の環境価値料金欄は「空欄」のままでよろしいでしょうか。
記載内容の指示がありましたら教えてください。
また、契約書の契約単価及び請求書単価とも、「環境価値料金」の記載はございません

が、ご了承いただけますでしょうか。

34 内訳書の基本料金の計算式にて、力率に対する割引が含まれておりませんが、力率割引の欄に 12 月分の合計割引額を記入して、基本料金計よりその分を引く形式を取ってよろしいでしょうか。

35 契約電力が 500kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。

契約電力が 500kW 以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。

36 契約電力 500kW 以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設がございますか。その場合は、対象施設の現在の契約電力と直近 12 か月間の最大電力を教えてください。

また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。

37 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。

38 1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。

(例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。

ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。

また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。

なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。

※正確な数が決まっていない場合は、大体の数で構いませんので予定数をお知らせください。

39 入札書に記載する日付に指定はございますか。

40 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。

41 弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算しますが、これについては、供給開始時点における算定諸元を、供給期間中継続して用いて、計算することよろしいでしょうか。

※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇、〇〇円）を固定するお願いではありません。

42 供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。

43 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。

44 仕様書 3 (6) にて年度ごとの実績について記載がありますが、再生可能エネルギー電気の確認資料は年度ごとの提出となります。

また、弊社内事務処理等のため、年度終了後 2~3 か月後の提出となりますがご了承いただけますでしょうか。

1 回目（令和 7 年 1 月から 3 月分）：令和 7 年 7 月末までの提出

2 回目（令和 7 年 4 月から 12 月分）：令和 8 年 7 月末までの提出

- 45 非化石証書の写しの提出は年度ごとの提出となります。
各年度終了後7月末までに、二度に分けての提出となりますがご了承くださいませでしょうか
1回目（令和7年1月から3月分）：令和7年7月末までの提出
2回目（令和7年4月から12月分）：令和8年7月末までの提出
- 46 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。
- 47 入札用封筒の記載内容に指定はありますか。指定がある場合は、ご指示ください。
- 48 入札書を郵送しますが、内封筒（入札書を入れる封筒）、外封筒の記載内容や郵送方法に指定はありますか。指定がある場合は、ご指示ください。
- 49 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。
契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。
- 50 契約保証金につきまして、免除規定や免除のための提出書類を具体的に教えていただけますでしょうか。
- 51 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。
- 52 仕様書2(2)に「再生可能エネルギー由来の電力の割合を10%とすること」と記載がありますが、再生可能エネルギー電気の供給量は、毎月の使用電力量(kwh)に比率10%を乗じ、算定結果の小数点以下第1位を四捨五入したものの合計値となりますが、よろしいでしょうか。
- 53 仕様書2(2)に供給する電気の電力構成について記載がございますが、弊社は主にLNG発電所等の電気に非FIT非化石証書（再エネ指定）またはFIT非化石証書を組み合わせ、実質再生可能エネルギーの提供となりますがよろしいでしょうか。
- 54 開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてくださいませか。

回 答 事 項

- 1 電気需給契約書（案）第11条では、電気料金の支払い、すなわち契約相手方からの請求に係る内容を記載しています。請求額（支払額）に燃料費等調整額の加算、又は除算がなされる場合は、それに応じた請求（支払い）となります。
- 2 特別高圧であれば差し支えありません。（高圧ではありません。）
- 3 差し支えありません。
- 4 落札決定後、別途協議します。
- 5 差し支えありません。
- 6 相違ありません。
- 7 1日です。
- 8 東北電力株式会社です。
- 9 差し支えありません。ただし、請求書に記載している内訳に不備があった場合は、不備のない内訳を確認した日付以降で再発行していただきます。
- 10 差し支えありません。

- ① 入札時点を起点として過去2年間です。
- ② 種類及び規模を同じくする契約とは、特別高圧電力の供給契約であって、契約電力（合計）及び予定使用電力量の両方もしくはいずれかの数値が仕様書別紙の値の8割以上であるものとします。

なお、様式7 履行実績証明書に誤りがありましたので、訂正版を掲載します。こちらを利用して入札に参加してください。ただし、すでに提出されている場合については、再度の提出を要しません。

(正) 種類及び規模を同じくする契約とは、特別高圧電力の供給契約であって、契約電力（合計）及び予定使用電力量の両方もしくはいずれかの数値が**仕様書別紙**の値の8割以上であるものとする。

(誤) 種類及び規模を同じくする契約とは、特別高圧電力の供給契約であって、契約電力（合計）及び予定使用電力量の両方もしくはいずれかの数値が**仕様書別紙2**の値の8割以上であるものとする。
- ③ 契約書の写しに期間や種類、規模等、免除の判定をするために必要な情報が含まれている（確認できる）場合は、契約書の写しのみで差し支えありません。
- 12 契約保証金の免除に係る手続きについては、落札決定後、別途案内します。
- 13 10%分の環境価値料金を明示していただく必要があります。空欄やゼロ表記等は認められません。
- 14 現時点においては、本庁舎第3電気室改修工事を予定しています。

なお、契約電力の変更は予定しておりません。
- 15 落札決定後、別途協議します。
- 16 開札結果については、福島県財務規則第274条の11第2項に基づき、福島県報で公示します。公示内容は、件名、担当課、落札者決定日、落札者名、落札金額、契約者を決定した手続、公告日です。開札時は落札者の情報（名称、入札金額）のみ発表します。

また、入札参加者、入札額及び落札額（契約額）については、ホームページで公表する予定です。
- 17 差し支えありません。
- 18 公告日から提出期限までの間の日付としてください。したがって、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に係る書類は公告日から入札説明書3(3)に掲げる日付まで、入札書は公告日から開札日までとなります。提出日（発送日）を記載することで差し支えありません。
- 19 封印は必要です。封緘印は入札者の印となります。委任状（様式2）、または委任状（様式5）を提出した場合は、それぞれの当該様式にて委任された代理人の印となります。押印箇所について、指定はありません。
- 20 差し支えありません。
- 21 電気需給契約書（案）第12条に基づき協議します。
- 22 差し支えありません。
- 23 押印省略可能です。ただし、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。
- 24 「電力等供給計画書（別添様式1）」については、必ずしも押印を求めません。「特定電源割当証明書（別添様式2）」については、押印が必要です。代表者印（受任印）で差し支えありません。押印箇所については、代表者氏名の右側が望ましいです。

- 25 公告日から開札日までの間の日付としてください。
- 26 差し支えありません。
- 27 「過去2年間」については、回答 11①のとおりです。ただし、契約保証金の場合は「入札時点」を「契約締結時点」に読み替えます。契約の履行については、概ねお見込みのとおりですが、契約期間（供給期間）は令和4年1月1日以降である必要があります。「種類および規模をほぼ同じくする契約」については、1契約あたりで判断しますので、複数施設をまとめた1契約でも差し支えありません。
- なお、契約保証金の免除に係る手続きについては、落札決定後、別途案内します。
- 28 回答 8 のとおりです。最終保障契約ではありません。
- 29 当該施設において、新電力との契約実績はありません。また、自動検針装置については、仕様書 2 (5) のとおりです。
- 30 回答 7 のとおりです。
- 31 該当しません。
- 32 計量日当日の使用分が含まれなければ、差し支えありません。
- 33 前段は回答 13 のとおりです。後段は認められません。
- 34 内訳計算書ウにおいて力率割引を考慮しています。
- 35 電気需給契約書（案）第 8 条に基づき協議します。
- 36 ありません。
- 37 差し支えありません。
- 38 支払方法によっては、複数からなる場合があります。その場合、概ね 3 分割です。また、毎月の通知については落札決定後、別途協議します。
- なお、分割後の請求書が発行できないことについては、差し支えありません。
- 39 回答 25 のとおりです。
- 40 電気需給契約書（案）第 20 条に基づき協議します。
- 41 回答 2 のとおりです。
- 42 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 43 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 44 年度ごとの提出で差し支えありません。ただし、提出時期は仕様書 3 (6) のとおりです。
- 45 年度ごとの提出で差し支えありません。ただし、提出時期は仕様書 3 (6) のとおりです。
- 46 落札決定後、別途協議します。
- 47 入札説明書 5 のとおりです。
- 48 入札説明書 5 のとおりです。
- 49 落札決定後、別途協議します。
- 50 契約保証金の免除に係る手続きについては、落札決定後、別途案内します。
- 51 回答 14 のとおりです。
- 52 差し支えありません。
- 53 差し支えありません。
- 54 回答 16 のとおりです。
- なお、公開予定時期は落札者を決定した日の翌日から起算して 72 日以内です。